

平成29年1月から、従来の医療費控除の特例として、「セルフメディケーション税制」が始まった。

従来の医療費控除は、多額の医療費を支出した者の税負担を軽減させることで、公平な税負担という要請にこたえようとする制度である。たとえば、健康なAと病弱なBが、それぞれ500万円の給与を得たとしても、Bが病気の治療のために100万円を支出した場合、AとBの可処分所得は異なるだろう。Aは500万円全額を自由に使える

セルフメディケーション税制

得ない支出を行った後に残る400万円だけだ。そこで従来の医療費控除は、多額の医療費を支出した場合には税負担の軽減を図ることとした。

しかし、多額の医療費（年間10万円か総所得金額の5%を超える金額）の支出というハードルは高く、従来の医療費控除を利用できる機会は必ずしも多くなかった。

これに対して本特例は、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして、メタボ健診や予防接種など「一定の取り組み」を行う個人が、一定のスイッチOTC薬を1方2千円以上購入すれば、所得控除を受けることができる。スイッチ

労働省のホームページで確認できる。なお、本特例と従来の医療費控除を同時に利用することはできない。

平成28年度税制改正の解説によると、本特例の導入により、軽い病気にかかった人が、医療機関に行つて処方薬を受け取るのではなく、スイッチOTC薬を薬局で購入して自分で身体の不調を手当するようになることで、医療費の適正化という効果が期待されている。

減税額は、対象医薬品の年間購入額から1万2千円を引いた額（上限金額は8万8千円）に所得税率を掛けた金額となる。たとえば、課税所得400万円の人が、対象医薬品を年間2万円購入した場合、8千円（2万円×マイナス1万2千円）が課税所得から控除される。減税額は、所得税が1600円（控除額8千円×所得税率20%）、個人住民税が800円（控除額8千円×個人住民税率10%）となる。

他方、本特例の創設により、平年度ベースでおよそ30億円の減収が見込まれている。

本特例は、平成29年1月1日から平成33年12月31日まで適用される時限立法だ。この5年間の適用実態を明らかにして効果を綿密に検証し、本特例が医療費の適正化という目的を達成する手段として有効か、慎重に見極める必要がある。

医療費の適正化に有効か

るが、Bが自由に使える金額は、医療費というBが元の健康な状態に戻るために必要な支出、いわばやむを得



名古屋経済大学法学部准教授

山田 麻未

やまだ あさみ 租税法。京都大学大学院法学部研究科博士後期課程単位取得満期退学。1986年生まれ。

OTC薬とは、もともと、医療用医薬品（処方薬）として使われていた有効成分が、有効性や安全性に問題がないと判断され、薬局で店頭販売できる市販薬に転換（スイッチ）されたものをいう。OTCは「Over The Counter」の略であり、町の薬局のカウンター越しで売られる薬を意味する。本特例の対象となるスイッチOTC薬や、「一定の取り組み」の詳しい内容については、厚生

